

# 総合会計 事務所ニュース

2017年4月 No238

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

## ふるさと納税の功罪を考える

### ～今年確定申告で急増～

所得税(消費税を含む)の確定申告は、会計事務所にとっては大変な日々です。所得税は3月15日、消費税は3月31日が申告期限になっていますが、実際は消費税が確定しないと所得税も確定しないので消費税の申告期限も実質3月15日です。

身近な国ではいつが申告期限なのか調べてみたところ、アメリカは4月15日、ドイツは5月31日、フランスが4月30日、韓国が5月31日、中国が3月31日になっています。比較的日本と似通っている中国でも日本より2週間長いのです。せめて日本も国の年度替わりの3月末まで延長して欲しいものです。

上場企業では圧倒的に3月決算が多いのですが、総合会計の法人のお客様では12月決算(2月末が申告期限)が多く、所得税の確定申告の時期と重なるので、2月の下旬から3月15日までは1年で最も繁忙期となります。

さて、今年確定申告で驚いたのは、「ふるさと納税」をされた方がとても増えたことです。多い人では100万円単位、少ない人でも2～3万円、全体のおよそ3割の方がされていました。ふるさと納税がブームになっているのは、僅か2,000円の負担で各自治体の返礼品をもらえる仕組みになっているからです。その返礼品として宝飾品や家電製品、はたまた金券といった換金性の高いものを取り扱っている特定の自治体が今非難的になっています。

もともとは、地方で育って進学や就職を機に都会に移り住んだ方々が、自分の故郷へのお礼として寄付するというのが本旨であったはずですが、ところが、アメリカのように対価性のない「寄付」に対し、日本では慶弔の際にも「半額返し」を行うという具合に文化が違います。その「半額返し」としての返礼品の善し悪しで熾烈な自治体間における返礼品争奪競争が繰り広げられています。

私も熊本地震で被害が多かった南阿蘇村に寄付しました。返礼品が主目的でなくても、「さとふる」というサイトで見ると赤牛をはじめさまざまな特産品があり、わが家の食卓に並びました。

私は、ふるさと納税を全面否定はしません。東京などの大都会から島根や鳥取のような厳しい財政状態のところに住民税がシフトするのは良いことだと思います。因みに中国5県では、もとより名産品が多い岡山が最高で、次に鳥取、島根と続き山口は4番目と低調です。

この熾烈な返礼品競争の中で、各自治体が独自のブランドを作ったり、眠っている名産品を掘り起こすことは意味があると思います。私どもの関与先でも、この返礼品で売上が急増したところもありました。上手くすれば「ふるさと創生」にも繋がっていくのではないかと思います。

こうした動きに、総務省は返礼品の価格について寄付額の3割までに抑えるように要請をし、4月1日付で通知をしました。しかし、問題は返礼率ではなく、その市町村が自らの良さを再発見することにあります。制限をするなら返礼品の内容を制限することの方が大事かと思えます。

最後に、山口市に在住する私が山口市に寄付をしても返礼品を受け取ることができることに矛盾を感じます。関係部署に聞いたところによると、寄付金として支出した金額について使い道の指定ができ住民としての参画意識が醸成されるし、そうしないと他の市町村に税が流れてしまうからだそうです。何かおかしくないでしょうか？

代表社員・税理士 金巨 功

### ～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

# 税務カレンダー



## 【4月の税務】

内容	納付/申告期限
軽自動車税の納付	賦課期日 4月1日 納期限 4月中において市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付	4月中において市町村の条例で定める日
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	4月10日
2月決算法人の確定申告	5月1日
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	5月1日
8月決算法人の中間申告……半期分	5月1日
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）	5月1日
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）	5月1日

## 【5月の税務】

内容	納付/申告期限
自動車税の納付	賦課期日 4月1日 納期限 5月中において市町村の条例で定める日
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	5月10日
3月決算法人の確定申告	5月31日
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	5月31日
9月決算法人の中間申告……半期分	5月31日
消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）	5月31日
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）（消費税・地方消費税）	5月31日